

# 鹿児島市立吉野東中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関するものである。学校は、全ての生徒が、安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

このいじめの防止等の対策は、「全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない。」「生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。」ことを旨とする。

そのために、本校は、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを見逃さない。」という基本目標のもと、生徒が、自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定するとともに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

## 2 いじめの防止に係る対策組織

### (1) 対策組織

「いじめ防止等対策委員会」を設置し、生徒のいじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴え等について、組織的に対応する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任で構成し、その他、必要に応じた関係者及び外部専門家等を加える。

### (2) 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施，進捗状況の確認

学期毎に、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(ア) 時期 年3回（6月，10月，2月）

(イ) 場所 校長室

イ 職員の共通理解と意識の啓発

(ア) 年度初めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

(イ) 無記名アンケートや教育相談の結果の集約，分析，対策の検討を行い，実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者，地域に対する情報発信，啓発

いじめの防止の取組状況について，学校だよりやホームページ等を通して発信する。

エ 具体的対応

(ア) いじめがあった場合，いじめの疑いがあるとの情報が入った場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案については，迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。

また，問題が解消したと判断した場合も，その後の生徒の状況等を見守るとともに，継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止のための具体的取組

### (1) 学校の取組

ア いじめの未然防止の取組

職員

(ア) 生徒同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，共に成長していく学級づ

くりを進める。また、いじめについて考えさせる場（学活、道徳等）を計画的に設ける。

- (イ) 授業、各行事、部活動等において、生徒の取組や努力等を認め、自己肯定感や自己存在感を育むことができるよう努める。
- (ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。
- (エ) いじめは許さないという自分の意志によって、行動ができるよう指導する。また、いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。
- (オ) いじめ等については、一人で悩まずに、家族、学校、友だち、関係機関等に相談するよう指導する。
- (カ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (キ) 情報モラル教育を推進し、生徒が、スマートフォン等によるトラブルやマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導を行う。

#### 生徒

- (ア) 各学級で「いじめは絶対に許さないとい。」「いじめ等については、一人で悩まず、周りの人に相談する。」「いじめを見て見ぬふりをしない。」等の宣言を行う。
- (イ) 授業、各行事、部活動等において、生徒の取組や努力等が認められるよう努める。
- (ウ) 生徒会が中心となり、いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）や人権週間において、いじめ防止や標語募集を呼びかけ、生徒間の意識の高揚を図る。

#### イ いじめの早期発見の取組

- (ア) 無記名アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の状況等を把握するとともに、職員で情報を共有する。
- (イ) 職員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施する。
- (エ) 保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用についての周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- (オ) 学校だよりや各種PTAを通して、学校の取組等を発信するとともに、情報の収集・共有に努める。

#### ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報があった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- (イ) 被害生徒に対しては、守り通すという姿勢で対応する。
- (ウ) 加害生徒に対しでは、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で、指導を行う。
- (エ) いじめに関わった集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- (オ) 職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等や児童相談所、警察署等の関係機関との連携のもとに取り組む。
- (カ) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

## (2) P T Aとの連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していくことが大切である。

このことから、学校は、P T Aや関係機関等と、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について、保護者や地域と連携した対策を推進する。

### ア 保護者等への啓発

- (ア) 学校だより、ホームページに「吉野東中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。
- (イ) 各種P T A（P T A総会、学年・学級P T A、地域P T A等）の機会を活用し、学校の取組〔上記(1)〕について説明し、周知・徹底を図る。

### イ 保護者への支援

- (ア) 保護者の責務等が、法に規定されたことを踏まえ、いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう、家庭教育学級等で、人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。
- (イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についての周知を図る。

### ウ 協議の場の設定

いじめの問題について、各種P T Aで協議の場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域が連携していく意識を醸成する。

## (3) 市教育委員会との連携

ア いじめの問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、多面的に取り組む。

イ 重大事案が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、指導や助言等を基に、必要な対応を行う。

ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員のカウンセリング能力等の向上を図る。

## (4) 関係機関との連携

いじめの解決のために、また、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、次の関係機関等との連携を図る。

ア	県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
イ	市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0
ウ	民生委員・児童委員	各連絡先
エ	鹿児島中央警察署	2 2 2 - 0 1 1 0 など

## 4 重大事案への対応

- (1) 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事案に係るフロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して、適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクルで見直し、実行性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（年2回）し、「いじめ防止等対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する職員の資質向上を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業前・後の指導を充実し、休業中のいじめ防止に取り組む。